

一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会  
マイナンバー制度開始に伴う退職共済事務手続きの変更内容等について

**1 「源泉徴収票」へのマイナンバー（個人番号）の記載について**

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、マイナンバー法施行後の平成28年1月以降も、退職者に交付する源泉徴収票等へのマイナンバー（個人番号）の記載は行われないこととされました。

従って、本会が発行する「源泉徴収票」についても、従来同様、マイナンバー（個人番号）の記載は行いません。

なお、このことにより、マイナンバー（個人番号）の取扱いに関する事業主と共済会間での業務委託契約を締結する必要はなくなりました。

**2 退職給付金請求時の手続きについて**

**①「一時金選択」の場合**

事業主は、従来どおり、「共済会会員退会届」（様式第10号）と「退職給付金請求書」（様式第6号）を愛知県共済会事務局（以下 共済会）へ送付してください。

**【新たな手続き】**

会員（退会者）本人は、「退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）」を記入し、事業主に提出してください。

事業主は、会員（退会者）本人から受け取った「退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）」を保管してください。

なお、「退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）」を共済会へ提出していただく必要はありません。

**②「年金選択」の場合**

事業主は、従来どおり、「共済会会員退会届」（様式第10号）と「退職給付金請求書」（様式第6号）を共済会へ送付してください。

**【新たな手続き】**

会員（退会者）本人は、「個人番号届（確定給付企業年金）」を記入し、個人番号の本人確認に必要な書類を添付のうえ、必ず会員（退会者）本人で共済会に提出してください。

なお、「個人番号届（確定給付企業年金）」は、事業主への提出は不要です。

また、提出にあたっては、簡易書留等の送信記録がわかるもので送付してください。

**③ ①、②の手続きが必要となる対象者**

平成28年1月1日以降の退会者から対象となります。

**④ その他**

「遺族一時金」「脱会一時金」の場合の手続きについては、別途、事務局までお問い合わせください。